

令和8年6月5日

各事業者 様

阪南市健康福祉部市民福祉課長

## 回 答 書

第5期阪南市地域福祉推進計画等策定支援業務委託プロポーザル方式事業者選定実施要領等についていただいた質疑について、次のとおり回答をします。

No	該当資料名	頁	質問事項	回答
1	仕様書	2	4. 業務内容 令和9年度の業務（計画策定支援）について 第4期計画同様に「重層的支援体制整備事業実施計画」、「成年後見制度利用促進基本計画」、「再犯防止推進計画」、各小学校区の『ふくしのまちづくり計画（ビジョン）』を包含・一体策定するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2		2	4. 業務内容 令和9年度の業務（計画策定支援）について 第4期策定時に行われたような「12校区別の住民懇談会やワークショップ」の企画・運営支援、各校区の「ふくしのまちづくり計画（ビジョン）」の改訂・執筆支援は、本委託業務の範囲に含まれますでしょうか。 それとも、校区別の懇談会や計画策定は市及び社会福祉協議会（コミュニティワーカー等）が主体となり、受託者は全体計画への反映やデータ集計のみを担う想定でしょうか。	後段のとおり、校区別の懇談会や計画策定は市及び社会福祉協議会（コミュニティワーカー等）が主体となり、受託者は全体計画への反映やデータ集計のみを担う想定としています。